

2012年12月7日

金融担当大臣 中塚 一宏 殿

全国金融労働組合連合会
中央執行委員長 松木 静雄

中小企業金融円滑化など金融行政への要請

中小企業をめぐる経済環境は、超円高やデフレ、電気料金の引き上げ、売上げ不振などで厳しい状況にあります。その中で、中小企業の資金繰り改善に大きな役割を果たしてきた中小企業金融円滑化法が来年3月に期限を迎えようとしています。

貴庁は「再々延長はない」としていますが、景気が低迷する中で「出口戦略」は進展していません。期限後も監督・検査方針に変わりないと言っていますが、円滑化法廃止となれば、厳しい状況が予想されることが各調査でも出されています。

全国商工会連合会の調査によると（9～10月）、「金融円滑化法終了後の影響や懸念について」、回答した2,327社の中小・小規模企業の56.9%が「資金繰り悪化の懸念」、35.8%が「金融機関が回収を強化する懸念」、30.8%が「経営悪化や事業縮小の懸念」と答えています（複数回答）。

また、最近の一部の金融検査では、少なくない「条件変更先」が不良債権にランクダウンされ、金融機関は引当の積増しを余儀なくされています。そのため職場では、中小企業からの「条件変更」の申出に対し、積極的に応えることへ不安が生じています。多くの中小企業は、厳しい経済環境の中で経営改善に努力しているのであり、それを金融機関が支援することを困難にするような金融検査は、企業倒産を確実に増やすことになりかねません。

さらに、金融円滑化が求められている中で、投資信託など金融リスク商品の販売に力を入れる金融機関も増えていますが、顧客からの苦情も増えていきます。ノルマ（目標）を課しての営業推進は、お客様のニーズより目標達成が優先され、苦情・トラブルの要因となっています。

私たちは、地域金融機関が本来の社会的役割を果たし、健全で民主的に発展することをのぞむ立場から、次の通り要請いたします。

記

1. 中小企業金融円滑化法を当面、再々延長すること。
2. 地域金融や中小企業金融の円滑化を促進するための恒久的な新法を制定すること。
3. 延長の有無に関わらず、条件変更の申込み及び実行状況を各金融機関に開示させるとともに、全体の状況を金融庁は発表すること。
4. 厳しい状況に置かれている中小・零細企業への経営支援を困難にするような、「条件変更先」を不良債権にランクダウンさせる最近の金融検査を改めること。
5. 金融リスク商品については、無理な勧誘につながる従業員へのノルマ（目標）はやめさせ、金融商品取引法を遵守させること。

以上